

第5章 計画の推進と点検・公表

1 推進・点検体制

実行計画の実効性を確保するため、次のとおり各機関に推進責任者及び推進員を置く。

(1) 推進責任者

- 本庁：総務管理部長（総務管理部長が置かれない機関については、これに相当する職にある者）
- 地域事務所：地域事務所長
- 地域事務所以外の地方機関：地方機関の長

《所掌事務》

各所属において、職場実態に応じた取組目標などを毎年度設定するなどし、職員一人ひとりが意識を持って実行計画に取り組むよう啓発に努める。

また、実行計画の趣旨・内容を職員に周知徹底させ、自らが率先して推進するとともに、実践しやすい環境づくりに努め、取組状況の管理を行う。

(2) 推進員

- 本庁：各課（室）の長
- 地域事務所：各課長
- 地域事務所以外の地方機関：総務担当課長又はこれに相当する職にある者で地方機関の長が指名する者

《所掌事務》

推進責任者の指示・監督のもと、所属の職員一人ひとりが意識を持って実行計画に取り組むよう、きめ細やかな取組を具体的に推進するとともに、実行計画の取組状況の把握を行う。

2 実行計画の推進

(1) 地球環境対策室は、推進責任者や推進員等に対する説明会や研修会等を開催したり情報提供等を行うことにより、実行計画の周知徹底に努める。

(2) 各局（部）等の幹事課は、関係推進責任者及び関係推進員等と緊密に連携し、実行計画の円滑な推進に努める。

- (3) 推進責任者及び推進員は、所属の職員一人ひとりが意識を持って実行計画に取り組むよう努める。
- (4) 庁舎（建物）単位での取組が必要な項目については、庁舎管理者が関係機関との調整を図り、実行計画を推進する。
- (5) グリーン購入や登録リサイクル製品の購入など環境に配慮した製品等の購入に当たっては、物品契約の担当機関又は担当者が中心となって推進する。

3 実施状況の点検

- (1) 推進責任者及び推進員は、所属の実行計画の推進状況について、常に把握するよう努める。
- (2) 各局（部）等の幹事課は、関係推進責任者及び関係推進員等と調整の上、定期的に推進状況を把握するとともに、目標の達成に努める。
- (3) 各局（部）等の幹事課は、把握した推進状況をもとに取組上の問題点等について整理する。
- (4) 地球環境対策室は、毎年度実行計画の全機関の取組状況や問題点等を把握し、必要に応じて検討等を行う。
- (5) 地球環境問題対策協議会は、地球環境対策室の検討結果等をもとに定期的に実行計画の評価・見直し等を行い、継続的な向上を図る。

4 取組内容の公表

地球環境対策室は、実行計画の進捗状況及び点検結果等について、ホームページや環境白書等により公表する。

5 その他

実行計画は、県が排出する温室効果ガスの削減や職員一人ひとりが省資源・省エネルギー活動に取り組むことを目的としているが、取組の結果として電気や水道の使用料等の経費削減につながるものもあることから、グリーン購入などの実行計画の目的・趣旨に基づき、オフィスコスト節減対策と整合性を取りながら推進を図るものとする。